あきる野市内の医療機関

耳鼻咽喉科の医療機関であれば、市内・市外問わず受診可能です。
医師意見書の作成料・受診費用等は自己負担となります。
詳細は各医療機関にお問い合わせください。

耳鼻咽喉科（市内）	電話番号	所在地
奥野医院	042-559-2568	あきる野市下代継95-11
まつもと耳鼻咽喉科	042-550-3341	あきる野市秋留1-1-10 あきる野クリニックタウン1階
清水耳鼻咽喉科クリニック	042-596-6311	あきる野市五日市1039-1

近隣の認定補聴器技能者在籍店

認定補聴器技能者が在籍する店舗でご購入ください。認定補聴器技能者が在籍する店舗以外で購入した場合は費用助成の対象外となりますのでご注意ください。

補聴器販売店名	電話番号	所在地
パリミキ　あきるのプレイス店	042-550-4131	あきる野市秋川1-17-1 あきるのプレイス2階
眼鏡市場　あきる野店	042-532-0048	あきる野市秋留5-1-2
ファミリー補聴器	0428-33-1192	青梅市新町9-4-2
認定補聴器専門店 ブルーム福生店	042-530-2601	福生市本町97
福生補聴器センター	042-539-1103	福生市牛浜92-1
OPTIQUE PARIS MIKI イオンモール日の出店	042-519-9277	日の出町平井237-3 イオンモール日の出3階
ブルーム補聴器専門店 イオンモール日の出店	042-588-5050	日の出町平井237-3 イオンモール日の出1階

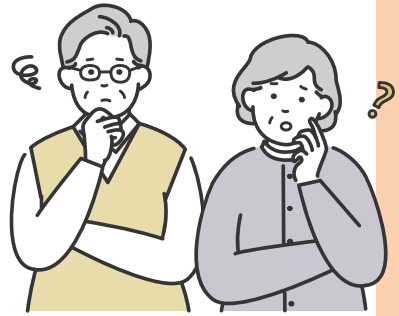
お問い合わせ・申請先

〒197-0814　東京都あきる野市二宮350
あきる野市　健康福祉部　高齢者支援課　高齢者支援係
電話　042-558-1111（内線:2631,2632,2637）

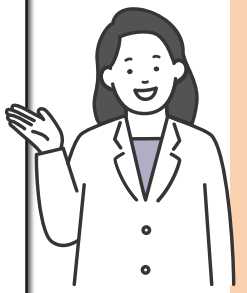


森っこサンちゃん

聞こえの不安
加齢性難聴
かもしれません



加齢に伴い、聞こえの機能が低下する状態を
「加齢性難聴」と言います。
加齢性難聴は誰にでも起こりうるもので、一般的に40歳代頃から聴力低下が始まり、65歳以上で有病率が高くなるとされています。
難聴が進行すると、会話が聞き取りづらくなるだけでなく、コミュニケーション不足や社会的孤立につながることがあります。聞こえにくさを感じた際には、早期に相談・対応することが重要です。



聞こえチェックリスト

まずはチェックしてみましょう

- □会話をしているときに聞き返す。
- □後ろから呼びかけられると気づかないことがある。
- □聞き間違えが多い。
- □話し声が大きいと言われる。
- □見えないところからの車の接近に気づかない。
- □電子レンジなどの電子音が聞こえない。
- □耳鳴りがある。



1~2個	実生活でお困りのことがあれば耳鼻咽喉科を受診しましょう。
3~4個	耳鼻咽喉科で相談してみましょう。
5~6個	早めに耳鼻咽喉科を受診することをおすすめします。

※引用:一般社団法人日本補聴器販売店協会「はじめての補聴器入門編」

あきる野市高齢者補聴器購入費用助成事業

加齢性難聴により、聴力が低下した高齢者の補聴器購入費用の一部を助成します。

対象者

補聴器購入前であり、次のいずれにも該当する方

- あきる野市内在住の満65歳以上の方
- 住民税が非課税の方
- 障害者総合支援法に基づく、補聴器の支給対象者ではない方
- 医師から補聴器の必要性が認められる中等度難聴（両耳の平均聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満）、又は補聴器の装用が必要であると診断を受け、その意見書等を得ることができる方
- 過去5年以内にこの制度による助成を受けていない方

助成額

補聴器本体1台及びその付属品の購入に要する費用（上限4万円）

次に掲げる費用は対象外となります。

（1）診察、検査等の受診費用
（2）医師の意見書の取得に係る費用
（3）補聴器の修理、保守及び電池交換に係る費用
（4）付属品のみの購入に係る費用
（5）補聴器の調整に係る費用

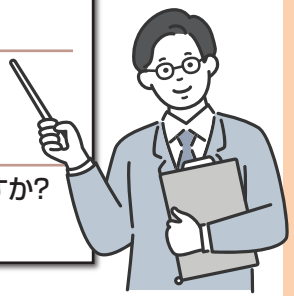
よくある質問

Q. 補聴器のレンタル（リース）経費は助成対象となりますか?
A. 助成対象外となります。

Q. 集音器も対象となりますか?
A. 助成対象外となります。

Q. どんな補聴器でも対象になりますか?
A. 医薬品医療機器法により認証を取得した管理医療機器である補聴器のみが対象です。

Q. 既に補聴器を使用しており、修理を行う場合、対象になりますか?
A. 対象は購入費用のみのため、対象外となります。



助成の流れ

❶事前確認書の提出

・高齢者支援課へ事前確認依頼書をご提出ください。対象者要件に該当することが確認できた方へ医師意見書を送付します。

❷受診

・市が送付した医師意見書を持って耳鼻咽喉科を受診し、医師記入欄の記入及び裏面にオージオグラム（写し可）を貼付してください。

※受診にかかる費用、医師意見書の作成料は自己負担となります。受診した場合でも医師意見書の結果により、助成の対象とならない場合があります。

❸見積書の取得

・認定補聴器技能者が在籍する販売店で見積書を取得してください。

※認定補聴器技能者が在籍する販売店以外で購入した場合は、助成の対象外となります。

❹書類提出

・申請書、医師の意見書、見積書を高齢者支援課へ提出してください。審査の結果、助成を決定した方に決定通知を送付します。

❺購入

・決定通知が届いてから見積書を取得した販売店で補聴器を購入してください。

※補聴器は交付決定を受けた年度末（3月末）までにご購入ください。交付決定前に購入した場合は助成の対象外となります。

❻請求

・購入後、速やかに請求書及び補聴器の領収書の写しを高齢者支援課に提出してください。

※決定通知書に記載する日付の属する年度の翌4月5日までにご提出ください。

